

201201013A・B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究

(H22-政策-指定-032)

平成22～24年度 総合研究報告書

平成24年度 総括研究報告書

研究代表者 阿部 彩

平成25（2013）年 3月

## 研究者リスト

阿部 彩	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部 部長	(研究代表者)
岩田正美	日本女子大学人間社会学部 教授	(研究分担者)
西村周三	国立社会保障・人口問題研究所 所長	(研究分担者)
西村幸満	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部 第2室長	(研究分担者)
竹沢純子	国立社会保障・人口問題研究所企画部 第3室	(研究分担者)
岩永理恵	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 講師	(研究協力者)
上枝朱美	東京国際大学 経済学部 准教授	(研究協力者)
黒田有志弥	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部 研究員	(研究協力者)
重川純子	埼玉大学教育学部 教授	(研究協力者)
高橋義明	国際協力機構 JICA 研究所	(研究協力者)
山田篤裕	慶應義塾大学経済学部 教授	(研究協力者)
進藤理恵	国立社会保障・人口問題研究所 研究アシスタント	
福山洋子	国立社会保障・人口問題研究所 研究アシスタント	

## 目次

### 第1部 平成22～24年度 総合研究報告書

I. 総合研究報告		
貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究	-----	5
		阿部 彩

### 第2部 平成24年度 総括研究報告書

I. 総括・分担研究報告	-----	19
(総括研究報告書) 貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究	阿部 彩	21
(分担研究報告書) 先進諸国における貧困指標に関する研究	阿部彩・西村周三・竹沢純子	27
(分担研究報告書) 2000年代の貧困		
－昨年の子帯収入に基づいた8時点間の推移－	西村幸満	31
II. 論文		
[1] 最低生活水準の算定手法の開発と試算 (MIS)	-----	35
(調査実施報告) 「二親世帯」	阿部 彩	41
(調査実施報告) 「母子世帯」	上枝朱美	45
(調査実施報告) 「単身男性、稼働年齢」	山田篤裕	47
(調査実施報告) 「単身女性、稼働年齢」	山田篤裕・上枝朱美	51
(調査実施報告) 「単身高齢男女」	岩永理恵・阿部彩	57
(調査結果) 品目リスト、1ヶ月献立表、食費計算表		63
[二親世帯]		
[母子世帯]		
[単身男性・稼働年齢]		
[単身女性・稼働年齢]		
[単身高齢男女]		
(MIS法一般向けパンフレット) 「MIS法をご紹介します！」		
[2] 最低生活を規定するものの分析	-----	181
(論文) 「賃貸住宅居住者の住宅満足度と最低限必要な住まい」	上枝朱美	183

(論文) 「Comparing Public Perception of Necessities of Life  
in Japan and the United Kingdom」

Aya Abe & Christina Pantazis 199

(日英間の社会的必需品比較：阿部 彩, クリスティーナ・パンタジス)

(論文) 「サービスにおけるナショナル・ミニマム：「どのようなサービスが提供されるべきか」  
に関する社会的合意」

阿部 彩 225

[ 3 ] 貧困と政策 ----- 241

(論文) 「2000 年代の貧困

— 昨年 の 世帯 収入 に 基 づ いた 8 時 点 間 の 推 移 — 」

西村幸満 243

(論文) 「医療扶助の適正化の議論に関する一考察

— 医療扶助の給付仕組みの観点からの若干の検討」

黒田有志弥 255

[ 4 ] 先進諸国における貧困指標の状況 ----- (別冊 1)

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----- 267

IV. プロジェクト進行記録 ----- 271

V. 研究会・講演会配布資料 ----- 277

2012 年 5 月 18 日

# 第 1 部

平成 22～24 年度 総合研究報告書

# I . 総合研究報告

厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）  
総合研究報告書  
（平成22～24年度）

貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究

研究代表者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所 部長

研究要旨

本プロジェクトでは、貧困や格差はなぜ社会にとって悪いのか、貧困を撲滅するのだとすれば、どのレベルの生活水準までが許容範囲で、どこから以下が許容範囲外（ナショナル・ミニマム）なのだろうかという2点の間に答えることを目的とした。プロジェクトの結論として以下を言うことができる。

貧困・格差は、社会に悪影響を与えるだけでなく、経済的コストも要する。若者のための積極的就労支援プログラムによる財政的効果を推計したところ、税金と生活保護費を考慮しただけでも、長期的には大きな収益となることがわかった。

また、貧困の影響が子ども期においても既に健康に影響していることが示され、長期的には、貧困を放置すると国民医療費にも影響することが示唆された。

最低生活費の推計には、本プロジェクトでは、国民に「何が最低限許容範囲の生活か」という問いを投げかけることで答えを得ようとした。そのために、イギリスで開発された Minimum Income Standard(MIS)法と「社会的必需品調査という二つの手法を用いた。MIS法は一般市民を集めたグループ・インタビューを繰り返し行い、最低生活に必要な品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を積算する方法である。MIS法からは、おおむね、一般世帯（同様の世帯類型において）の7割から8割の生活が「最低生活」として描き出された。「マーケット・バスケット方式」において、異なる世帯類型においても一貫した結果となったことは、この手法の妥当性を示唆する一つの大きなエビデンスである。また、費目別の支出傾向からも、MIS法には一定の妥当性があるといえる。MIS法の大前提は、社会に共有される「常識（Common Sense）」が存在するというものであり、MIS法による結果の妥当性は、このような「Common sense」が日本においても存在することを示唆する。

「社会的必需品調査」からは、まず、2003年から2011年という8年間の間においても、人々の必需品に関する意識に大きい変化があった。特に、子どもの必需品に関する意識の変化が大きく、これはマスコミ等において子どもの貧困がトピックとして挙げられることが多くなったことにも影響されていよう。また、「社会的必需品調査」の日英比較においては、年齢、性別、家族構成などの属性をコントロールしても、日本の人々は、イギリスの人々に比べて必需品に関する意識が低いことがわかった。しかしながら、所得階級による意識の違いは、英国の方が大きい。このことは、日本において、ナショナル・ミニマムに関する社会的コンセンサスを築く可能性があることを示唆していよう。

本プロジェクトは、貧困に関する国内外の指標や統計データを整理し、人々に提供することも目的としている。既存研究からの貧困統計の解説および本PJで行った新しい数値を整理し、ホームページに掲載した。先進諸国の公的な貧困指標は「貧困から社会的排除へ」という概念の下に、貧困概念の転換が行われており、指標においても「絶対的貧困」から「相対的貧困」へ、「一次元の指標」から「多次元の指標」へ（これは同時に金銭的な指標から非金銭的な指標へ視野を広げることを意味する）、「客観的指標」から「主観的指標」へ、「一時点の指標」から「多時点の指標」へ、「個人（世帯）ベースの指標」から「空間（地区・地域）ベースの指標」へ、「マクロ指標」から「ミクロ指標」へと変容している。これらの動きは、1) 剥奪アプローチを用いた剥奪指標と相対的貧困率を併用する方法、2) 健康、教育、主観的貧困などのマクロ指標を列記・またはそれらを集約した複合指標の開発、の2つの流れに集約できる。日本においては、貧困に関する統計が諸外国に比べ圧倒的に少ない。EU等において、貧困削減の数値目標として採用している剥奪アプローチと所得を用いた相対的貧困による貧困指標の開発が望まれる。

研究分担者：

岩田正美 日本女子大学 教授  
西村周三 国立社会保障・人口  
問題研究所 所長  
西村幸満 国立社会保障・人口  
問題研究所 室長  
竹沢純子 同、研究員

研究協力者：

岩永理恵 神奈川県立保健福祉大学  
講師  
上枝朱美 東京国際大学 准教授  
黒田有志弥 国立社会保障・人口  
問題研究所 研究員  
重川純子 埼玉大学 教授  
高橋義明 国際協力機構 JICA  
研究所 研究員  
山田篤裕 慶応義塾大学 教授

護制度における加算の廃止と復活、貧困に対する政策については試行錯誤で行われている感が強く、国民が納得できる貧困対策の柱を築くことができていない。また、「政策仕分け」の議論で指摘されたように、生活保護制度の最低生活費と公的年金、最低賃金との関係についても疑問を投げかける声も多い。この背景には、①貧困や生活困難の現状に関する諸統計が少なく、一部の研究者による散発的な研究によるデータしか存在しないこと、②貧困や格差の指標は、研究者や行政によって公表されつつあるも、その定義や解釈についての理解については一般的な理解を得ているとは言い難いこと、さらに、③日本における許容できる最低限の生活とはどの程度のものなのか、といった点についての社会的合意が形成されていない、ことが挙げられる。

A. 研究目的

2008年からの経済危機を受けて、国内においても生活に困窮する層が増加し、それに対処するために貧困の人々に対するさまざまな制度も充実してきている。しかしながら、子ども手当の導入と廃止、生活保

そのため、生活保護制度や最低賃金などの経済弱者を支える制度の給付水準などを含めたナショナル・ミニマムについても、建設的な議論がなされていないのが現状である。

このような状況を背景に、本プロジェク



トでは、以下の4つのサブ・プロジェクトを試みる：

- ①格差が及ぼす社会への影響の研究
- ②格差と貧困の経済コストの研究
- ③最低生活水準の算定手法の開発と試算
- ④貧困統計データベースの構築

これらのサブ・プロジェクトにより、貧困や格差はなぜ社会にとって悪いのか(①+②)、貧困を撲滅するのだとすれば、どのレベルの生活水準までが許容範囲で、どこから以下が許容範囲外(ナショナル・ミニマム)なのだろうか(③)、の2点の問いに答える。さらに、本プロジェクトでは、既存統計やそれらの特別集計による貧困や格差のデータベースを構築し、それらを公開することにより貧困データに関する国民的理解を促すことを目指す(④)。また、最終年度には、新たに厚生労働省から依頼を受け先進諸国における貧困指標のレビューを行う。これは、他国においてどのような貧困統計が取られており、もし貧困削減の数値目標が設定されているのであれば、それがどのようなものかを知ることによって、日本におけるナショナル・ミニマム及び貧困統計の整備について大きい示唆を与えると考えられるからである。

## B. 研究方法

①格差が及ぼす社会への影響の研究  
サブ・プロジェクト①は、平成23年度の前半に重点的に取り組んだ内容であり、二つの分析を行った。一つは、貧困層の若者に対する積極的就労支援対策が、長期的にどのような財政的効果をもたらすのか(若者が就労することによる税収増、生活保護費などの削減等)の推計である。推計には、二つのシナリオを想定した。シナリオ①は、現在18歳である若者に対してインテンシ

ブな職業訓練(生活費を含む)を2年間行うもの、シナリオ②は現在30歳である若者に同様の職業訓練を5年間行うもの、である。この若者が、64歳になるまで、生活保護にかかった場合の費用、正規雇用となつて社会保険料、税をおさめるとした場合の総額、非正規雇用となり社会保険料、税をおさめるとした場合の総額、を、職業訓練費用と比較することにより、職業訓練の費用対効果を推計した。

二つ目の分析は、貧困や格差が経済成長に及ぼす影響についての文献サーベイである。特に、貧困や格差が先進諸国の経済成長にどのような影響があるのかの実証研究をシステマティックにレビューした。

### ②格差と貧困の経済コストの研究

厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」の第1回(0歳時点)から第7回(7歳時点)の個票等を用いて、二つの分析を行った。一つは、乳幼児期の経済状況、特に貧困の経験が、7歳時点での子どもの健康状態に及ぼす影響の分析である。「21世紀出生児縦断調査」においては、疾病別の通院と入院の有無が調査されており、入院と慢性疾患を健康ショックとした場合、SESによる違いがどれほどあるかを検証した。

第二の分析では、子どもの社会生活を分析した。親と子の関係や、友人関係などが、社会経済階層によって質的格差があることは多くの海外の研究が明らかにしている。しかしながら、日本においては、このような研究は非常に少ない。そこで、「21世紀出生児縦断調査」を用いて、7歳児の社会生活と社会経済階層との関係を分析した。

### ③最低生活水準の算定手法の開発と試算

本プロジェクトでは、二つの方法で最低生活水準への接近を試みている。一つは、イギリスで開発され国際的にも注目を浴びて

いる Minimum Income Standard (MIS)法による最低生活費の推計である。もう一つが、これもイギリスで古くから行われている大規模アンケート調査による「社会的必需品 (Socially Perceived Necessities) 調査」を用いた分析である。

#### 1) MIS 法による最低生活費の推計

MIS 法とは、マーケット・バスケット(積み上げ)方式によって最低生活費を算出する方法であるが、通常のマーケット・バスケットと異なり、一つ一つの品目が研究者や行政官によって決定されるのではなく、一般市民の合意のもとに積み上げられていく方式である。そのため、MIS 法においては、少数の一般市民を集めたグループ・インタビューを何度も繰り返し、ある仮定の設定の人物の最低生活に必要な全項目をリストアップし、それを何度も精査していくという非常に時間と手間がかかる手法をとる。また、価格付けにしても、実際に店頭(やインターネット・ショップ)で並んでいる商品を参照とする。一般市民の現実的な消費生活と感覚に基づくものであるため、ここで算定される最低生活費は理論値ではなく一般市民の経験と実際の市場価格に基づくものとなる。

日本における MIS 法の適用は以下の計画で進められた。

平成 22 年度：

- MIS 法を開発したラフバラ大学の専門家の招へい。1 週間の集中講義の開催
- トライアル MIS の実施
- 稼働年齢(32 歳)の単身男性、単身女性、および子ども(5 歳、小 5、中 3)の MIS の実施

平成 23 年度：

- 上記の結果を学会発表・論文執筆
- 高齢(71 歳)の単身男性、単身女性の MIS の実施

- 子どもの親(母親、父親)の MIS の実施
- 国際(日英)ワークショップにて発表。日英協同の比較研究の開始。

平成 24 年度：

- 子どもの最低生活費と親の最低生活費の合体。二親世帯(父母+子 1)、母子世帯(母+子 1)の MIS の実施
- イギリスと日本の MIS 法の実践と結果についての国際比較研究の実施(イギリス研究者との共同研究)
- 単身若年男女および単身高齢男女の MIS(最終グループのみ)実施

#### 2) 社会的必需品調査の実施

社会的必需品調査(Socially Perceived Necessities Survey)は、大規模なアンケート調査によって、一般市民が何を「絶対に必要か」「なくても仕方がない」「いらない」と考えているかを調査するものである。本手法は、タウンゼンド(1979)から始まった相対的剥奪の研究の中で編み出されたものであり、一般市民が考える「最低生活」にどのような項目が含まれるかを調査し、それをを用いて相対的剥奪の測定を行うことを目標に実施されている。イギリスでは長い歴史があり、既に多くの研究蓄積がある。本プロジェクトでは、研究代表者の阿部が 2003 年に行った同様の調査をアップデートし、時間の経過と共に社会的必需項目の品目が変わるのか、また、イギリスに比べ、日本はすべての項目について「必要である」とする割合が低いが、その理由は何かを国際比較分析することと目標としている。そのために、平成 23 年度に、アンケート調査による一般市民の考える最低限の基礎的生活に必要な必需品の調査(2011 年社会的必需品調査)、平成 24 年度後半に一般市民の考える最低限の自治体サービスの調査(必需サービス調査)

を行った。その上で、イギリスで同様の調査を実施しているブリストル大学パンタジス准教授と共に、共同研究として日英比較分析を行った。

#### ④ 貧困統計データベースの構築

既存統計やそれらの特別集計による貧困や格差のデータベースを構築し、インターネットに独自の「貧困統計ホームページ」開設する。また、日本版総合的社会調査（JGSS）など、これまでに貧困統計を推計なされていないデータを用いた貧困率の推計、異なる定義による貧困率の推計等を行う。

さらに、最終年度に、厚生労働省より先進諸国における公的な貧困指標のサーベイを手掛けるように依頼があったため、国際機関・先進諸国のいくつかを例にとり、インターネットや文献などからのサーベイと共に、海外に出向いて統計担当者へのヒアリングを行った。

### C. 研究成果

#### ① 格差が及ぼす社会への影響の研究

まず、若者に対する職業訓練の長期の財政的インパクトは、シナリオ①で若者が職業訓練後に正規雇用に従事すると仮定した場合、生活保護費を45年間支給する費用を含めると費用対効果は男性では9から10千万円、女性では7から9千万円となる。非正規雇用であっても、男性で7から9千万円、女性で5から8千万円が見込まれる。生活保護費を計算に含めない推計においても、男性正規で4千万円、非正規で2千万円、女性正規は2千万円、非正規は1千万円となり、すべてプラスとなる。シナリオ②は雇用機関が短いことや、プログラム期間が長いことから、すべての場合でプラスになるとは限らないが、概ね、費用対効果

は認められる。

#### ② 格差と貧困の経済コストの研究

サブ・プロジェクト②においては、厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」の第1回（0歳時点）から第7回（7歳時点）の個票等を用いて、二つの分析を行った。一つは、乳幼児期の経済状況、特に貧困の経験が、7歳時点での子どもの健康状態に及ぼす影響の分析である。結果として、日本の子どもにおいても社会経済階層による子どもの健康格差は確かに存在することが確認された。しかしながら、アメリカ、カナダなどに見られる子どもの年齢が上がるごとの格差の拡大は確認されなかった。

第二に、カナダ、アメリカにおいては、この子どもの健康格差が子どもの年齢が高くなるにつれて拡大することが報告されているが、日本においては、現時点ではこの傾向は確認できない。「21世紀出生児調査」の対象児の年齢が高くなってから再度確認する必要があると考えられる。第三に、子どもの健康格差を生じさせるメカニズムとして考えられる健康ショック（疾病等）の頻度の違いと、健康ショックからの回復力の違いについては、両方の影響が認められた。

次に、社会経済階層による子どもの社会生活の格差を検証した。結果として、子ども（7歳児）の親と過ごす時間、友だちの人数、放課後の過ごし方、など、子どもの生活そのものが社会経済階層によって質的格差があることが確認された。

#### ③ 最低生活水準の手法の開発と試算

1) MIS手法にのっとり以下のケース（架空の事例）における「最低必要な基礎的な生活」費用の月額推計は、以下の通り。なお、これらのケースは、すべて東京都三鷹市に在住していると仮定している。

また、71 歳男女については就労を前提としておらず、勤労世代の人々については就労していること（二親世帯は、共働き）、就学年齢の子どもはすべて公立学校に在学していると仮定している。また、すべての場合に賃貸居住、健康であり、特別な配慮を必要としないという仮定である。

（本推計では、事例が三鷹という設定であったこともあり、住宅費が高めに出ているため、カッコ内は住宅費を除く金額を示す）単身世帯については、平成 24 年度に推計の改訂を行ったので、この改定値を示す。

単身世帯（32 歳男性）

205,550 円(132,047 円)

単身世帯（32 歳女性）

206,270 円(132,767 円)

単身世帯（71 歳男性）

176,314 円(112,048 円)

単身世帯（71 歳女性）

187,813 円(106,422 円)

二親世帯（40 歳父、38 歳母、小 5 女兒）

473,309 円（345,892 円）

母子世帯（38 歳母、小 5 女兒）

313,966 円（240,549 円）

（子どもの最低生活費）

5 歳子ども（男女共） 61,044 円

小 5 男児 57,378 円

小 5 女児 57,610 円

中 3 男児 95,773 円

中 3 女児 83,179 円

単身世帯については、総務省統計局「全国消費実態調査」、同「家計調査」の世帯タイプの平均値との比較が可能であるため、住宅費を除いた MIS 推計値と比較すると、以下の結果となった：

単身若年世帯：

対全消では、男性 68%、女性 74%、対

家計調査では男性 71%、女性 66%

単身高齢世帯：対全消では男性 86%、女性 71%、対家計調査では男性 85%、女性 72%

すなわち、若年若者の単身世帯も、高齢の単身世帯も、一般世帯のおおよそ 7 割から 8 割の数値となっている。

MIS の推計値は、感覚的には日々の生活費（月額）より高めに推計されるが、これは MIS が突発的な特別経費（家具や家電の買い換え、家賃の更新費、等）をすべて月額に換算して均した金額を推計しているからである。

2)「2011 社会的必需品調査」は、二つの比較を目的としている。一つは、2003 年に行った同様の調査との時系列比較、もう一つは、社会的必需品の国際（日英）比較である。まず、前者に関しては、大人の必需品については、「それが必要である」とする割合が多くなった項目（世帯専有のシャワーか風呂、世帯専有のキッチン、親戚の冠婚葬祭への出席、毎月少しずつでも貯蓄できること、2 人以上世帯での 1 部屋以上の寝室、インターネットアクセス）と、少なくなった項目（固定電話、寝室と別の居室、ビデオプレーヤー）と両方に振れた。しかし、全体としては、さほど大きな変化はない。固定電話の支持率の低下やインターネットアクセスの上昇など、あきらかに技術革新によって「何が必要か」の考えが変わったものもあるが、多くの物品については変わらぬ結果となった。

一方、子どもの必需品については、ほぼすべての項目について支持率が上がっている（唯一下がったのは、「ウォークマン、CD/MD プレーヤー」2011 年調査では「iPod など携帯音楽プレーヤー」に変更）。この背景には、この間、子どもの貧困につ

いてのマスコミからの注目度が高まり、新しい政策の導入などもあって一般市民の子どもの貧困における理解が深まったことが関係していると考えられる。また、設問のちょっとした違いによって支持率が左右されることも確認された。

次に、社会的必需品の日英比較においては、分析の結果、年齢、性別、家族タイプなどの個人の属性をコントロールした上でも、日本の人々は、何が(すべての人の)最低生活に必要なに関するニーズの意識が、イギリスの人々に比べて大幅に低いことがわかった。

さらに、日英の意識の違いが、特定の属性のサブ・グループの意識の違いに起因するのかを分析した。この背景にある仮説は、①戦後急速に経済成長し、人々の生活様式が急速に変化した日本においては、高齢者の感じる社会的必需品の意識が、勤労世代・若者と大幅に異なっているのではないかと、②所得格差が日本より高いレベルで移行しているイギリスにおいては、所得階層による意識の違いが日本における所得階層の意識の違いよりも大きいのではないかと、というものである。この結果、年齢については、項目によって、高齢者と非高齢者の意識の違いの国別効果がある項目とない項目が見られた。一方で、所得階層による違いを見ると、多くの項目において、イギリスの国ダミーと所得階層ダミーのクロス項が負で有意となっており、イギリスの高所得層と中間層の違いは、日本の高所得層と中間層の違いより大きいことがわかった。

#### ④貧困統計データベースの構築

既存研究からの貧困統計の解説および本PJで行った新しい数値(JGSSを用いた推計)を整理し、ホームページに掲載した。

また、最終年度に行った先進諸国の貧困指標についてのサーベイからは、諸外国においては「貧困から社会的排除へ」という概念の下に、貧困概念の転換が行われており、指標においても「絶対的貧困」から「相対的貧困」へ、「次元の指標」から「多次元の指標」へ(これは同時に金銭的な指標から非金銭的な指標へ視野を広げることを意味する)、「客観的指標」から「主観的指標」へ、「一時点の指標」から「多時点の指標」へ、「個人(世帯)ベースの指標」から「空間(地区・地域)ベースの指標」へ、「マクロ指標」から「ミクロ指標」へと理解することができる。これらの動きは1) 剥奪アプローチを用いた剥奪指標と相対的貧困率を併用する方法、2) 健康、教育、主観的貧困などのマクロ指標を列記・またはそれらを集約した複合指標の開発、の2つの流れに集約できることがわかった。

#### D. 結果 と E. 考察

本プロジェクトは、以下の4つのサブ・プロジェクトから、貧困や格差はなぜ社会にとって悪いのか(①+②)、貧困を撲滅するのだとすれば、どのレベルの生活水準までが許容範囲で、どこから以下が許容範囲外(ナショナル・ミニマム)なのだろうか(③)、の2点の問いに答えることを目指してはじめられた：

- ①格差が及ぼす社会への影響の研究
- ②格差と貧困の経済コストの研究
- ③最低生活水準の算定手法の開発と試算
- ④貧困統計データベースの構築

3年間のプロジェクトの成果から、以下の考察をまとめることができる。

まず、貧困・格差が社会に悪影響を与え、経済的コストも要するという研究は諸外国には多数存在する(サブ・プロジェクト①)。

例えば、ウィルキンソンは、『格差社会の衝撃』（2005）において、格差が人々の信頼感を脅かし、人々を攻撃的にし、果たしては、社会階層のすべての人の健康にも悪影響を与えることを示している。また、諸外国にて貧困に抗うプログラムの効果を測る際には、貧困にある人を勤労者とする事による税金の増加や生活保護費の削減のみならず、健康改善による国民医療費の削減や刑務にかかる費用削減までも考慮している。日本においては、このようなデータが存在しないが、税金と生活保護費を考慮しただけでも、貧困者のための就労支援プログラムが長期的には大きな収益となることがわかった（サブ・プロジェクト②）。推計においては、貧困層の若者に対する積極的  
就労支援を2年ないし5年行うという想定で、彼らが就労することによる税金増、生活保護費などの削減額の推計を行い、就労支援後に正規・非正規雇用に就くのであれば、長期的には大きな費用対効果が望むことができるがわかった。

また、貧困の影響が子ども期においても既に健康に影響していることが示され（サブ・プロジェクト②）、長期的には、貧困を放置すると国民医療費にも影響することが示唆された。

それでは、どれほどまでの生活を保障すれば、このような悪影響を受けずに済むのであろうか。この問いに対しては、本プロジェクトでは、国民に「何が最低限許容範囲の生活か」という問いを投げかけることで答えを得ようとした。そのために、MIS法と「社会的必需品調査という二つの手法を用いた。MIS法からは、おおむね、一般世帯（同様の世帯類型において）の7割から8割の生活が「最低生活」として描き出された。必要とされるアイテムを一つ一つ積み上げる「マーケット・バスケット方式」において、異なる世帯類型においても一貫

した結果となったことは、この手法の妥当性を示唆する一つの大きなエビデンスである。また、費目別の支出傾向からも、MIS法には一定の妥当性があるといえる。MIS法の大前提は、社会に共有される「常識（Common Sense）」が存在するというものであり、MIS法による結果の妥当性は、このような「Common sense」が日本においても存在することを示唆する。

一方で、人々の「何が必要か」の考えは、時代や場所に影響されない「絶対的貧困」の概念ではなく、時代と共に変化する相対的な概念であることも明らかとなった。アンケート調査による社会的必需品として選定される項目は、2003年から2011年という8年間の間においても、大きい変化があった。特に、子どもの必需品に関する意識の変化が大きく、これはマスコミ等において子どもの貧困がトピックとして挙げられることが多くなったことにも影響されていよう。すなわち、「貧困」や「ナショナル・ミニマム」といった概念についての国民の意識は、それらに関する知識や情報、awarenessによって影響される。

興味深いのは、MISの結果による最低生活とアンケート調査による社会的必需品を比べると、後者の方が圧倒的に低いレベルの生活水準を支持することである。MIS法によって繰り返し一般市民が「必要だ」とした項目が、アンケート調査では「必要ではない」とされることが多い。これは、MIS法は「三鷹に住む〇〇歳の〇〇さん」という架空の人物設定を行うことにより、「最低限必要なものは何か」というような漠然とした問いよりも、より自分の生活に引き付けた想像力が働くからであると思われる。このことは、貧困対策の是非やナショナル・ミニマムはどこに設定すべきかといった議論を一般市民に理解してもらおうにあたっては、より現実的な生

活感を伴うプレゼンテーションが必要であることを意味する。

また、他の先進諸国の貧困指標のサーベイを通して感じたのは、諸外国においては、「貧困」の概念が、このような生活感を伴う（リアルな）概念として理解されていることである。その結果として、所得データを用いた相対的貧困率（貧困線は中央値の60%—EU 基準）と、剥奪アプローチを用いた相対的剥奪指標の2つが、EU を始めとする国々において、現実的な貧困指標として採択されていることは認識されるべきである。相対的貧困率の基準が、MIS 法による最低生活費の結果とほぼ同じことも、MIS が検出している（はず）である、この「(何が貧困であるかの) Common Sense」が日本を含め現代社会において共有されていることを示唆する一つの supporting evidence であろう。

日本においては、所得データを用いる相対的貧困率でさえも公表され始めたばかりであり、他の先進諸国が整備している剥奪アプローチや社会的排除の概念を取り入れた新しい貧困指標については全く整備が進んでいない。EU や OECD など採用しており、貧困削減の数値目標としても用いられている「剥奪アプローチ」と相対的貧困を合併させた貧困指標の開発が急務である。

貧困対策の是非やナショナル・ミニマムの国民的議論を活発化するためにも、まず、日本における貧困統計の不備を理解するべきであろう。本プロジェクトで作成した貧困統計ホームページは、プロジェクト終了後も継続してアップデートしていく所存であり、貧困統計の理解を社会に浸透させるために役に立つことを願う。

## F. 健康危険情報

なし。

## G. 研究発表

### 1. 審議会等

サブ・プロジェクト①の成果は、既に、平成22年6月18日に開催された厚生労働大臣諮問研究会「ナショナル・ミニマム研究会」にて報告され、厚生労働省のホームページに掲載された。

阿部彩(2010)(共著 主査 神野直彦 協力 木村剛)「「貧困・格差に起因する経済的損失の推計」作業チーム中間報告書：貧困層に対する積極的就労支援対策の効果の推計」厚生労働省ナショナルミニマム研究会、資料(2010.6.18)。

・MIS 法による最低生活費の推計（単身若年男女）は、社会保障審議会生活保護基準部会（2011.9.27.）にて報告された。

### 2. 論文発表

Abe, Aya & Pantazis, C. (2013 予定)”

Comparing Public Perceptions of the Necessities of Life in Japan and the United Kingdom,” *Journal of Social Policy and Society*.

Davis, A., Uzuki, Y., Iwata, M., Yamada, A., Shigekawa, J. & Iwanaga, R. (2013 予定)” Comparing the Minimum Income Standard in the UK and Japan: Methodology and Outcome”, *Journal of Social Policy and Society*.

阿部彩(2013)「子どもの健康格差の要因：過去の健康悪化の回復力に違いはあるか」『医療と社会』Vol.22, No.3.,p.255-269.

阿部彩(2013)「「豊かさ」と「貧しさ」：相対的貧困と子ども」『発達心理学研究』23(4), pp. 362-374.

阿部彩(2011)「ユニバーサル・デザイン社会の提案」神野直彦・宮本太郎編『自壊

- 社会からの脱却—もう一つの日本への構想』岩波書店, 2011.2, pp.121-150.
- 阿部彩(2011)「子どもの貧困と社会的排除：子どもの社会生活は社会経済階層 (SES) によって異なるのか」『こども環境学研究』Vol.7.No.2 (通巻 18 号)。
- 阿部彩(2011)「貧困と社会的排除—ジェンダーの視点からみた実態—」大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性』岩波書店, p.113-142.
- 岩永理恵・岩田正美(2012)「MIS 法を用いた日本の最低生活費試算—他の手法による試算および生活保護基準との比較」『社会政策』第 4 巻第 1 号 ミネルヴァ書房。
- 重川純子・山田篤裕(2012)「日本における MIS 法の適用とその結果」『社会政策』第 4 巻第 1 号 ミネルヴァ書房。
- 卯月由佳(2012)「MIS 最低生活費の日英比較」『社会政策』第 4 巻第 1 号 ミネルヴァ書房。
- 2. 学会発表**
- Abe, Aya(2012) [with Christina Pantazis] Comparing Necessities of life: UK / Japanese public perception of need, Social Policy Association(SPA) / East Asian Social Policy (EASP) Conference, York University, York, UK. 2012.7.16.
- Abe,Aya(2013) [with Christin Pantazis] "Perception of What is Necessary: Comparison of UK and Japan," Federation of International Research on Social Security, Stiguna, Sweden, 2013.6.13. (予定)
- 阿部彩(2010)「子どもの貧困の時期と健康への影響：厚生省 21 世紀出生児パネルを使った分析」新学術領域「社会階層と健康」研究成果交流会、東京大学、2011.2.14.
- 阿部彩(2010)「An analysis of Childhood Poverty and Social Exclusion using Japanese Panel Survey」厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「子育て世帯のセーフティーネットに関する総合的研究」国際ワークショップ、国立社会保障・人口問題研究所、2011.2.8.
- Abe,Aya (2011) "Measurement of Poverty and Social Exclusion in Japan," The Second Townsend Memorial Conference, Bristol University, 2011.1.22-23.
- 岩田正美(2011)「MIS による最低生活費の意味と算出結果の解釈：他の算定との比較」テーマ別分科会「イギリス MIS (Minimum Income Standard) 手法による割いて生活費の算定：日本への適用」社会政策学会第 122 回、明治学院大学、2011.5.21.
- 岩田正美・阿部彩・岩永理恵・重川純子・山田篤裕(2011)「日本における MIS 手法の適用：単身若年男女と子どもの最低生活費の算定」テーマ別分科会「イギリス MIS (Minimum Income Standard) 手法による割いて生活費の算定：日本への適用」社会政策学会第 122 回、明治学院大学、2011.5.21.
- 岩田正美(2012)国立社会保障・人口問題研究所・公開シンポジウム「社会的包摂—政策の成功と失敗—イギリスの経験・日本の希望」(2012.1.7 慶應義塾大学)パネリスト。
- 国際セミナー The State of Art of Measuring Poverty and Social Exclusion in the UK and Japan (日英における貧困と社会的排除測定の最先端)(2012.1.6、国立社会保障・人口問題研究所)。
- ① Abe,Aya, "Public Perception of



Necessities in Japan”.

②Yamada, A. & Uzuki, Y. “Applying  
MIS(Minimum Income Standard) in  
Japan”.

③Iwata,M. “An Overview from the 1990s  
and Recent Policy Responses”.

G. 知的所有権の出願・登録状況  
なし。

